主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人山本雅彦の上告趣意第一点について。

所論中判例違反をいう点は、その実質は単なる訴訟法違反の主張を出でないものであり、論旨その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

同第二点について。

所論は、事実誤認およびこれを前提とする単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

同第三点について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(なお、原審の認定した事実関係の下においては、原判決が被告人等の本件各所為は、 いわゆる森林窃盗に該当せず、普通の窃盗罪を構成すると判示したのは正当である)。 同第四点について。

所論は、単なる法令違反および量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

公判出席検察官 検事渡部善信

昭和三七年一二月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 池 田 克

裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_
裁判官	Щ	田	作る	之 助
裁判官	草	鹿	浅	之 介